

おまかせロックサービスご利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める 5G サービス契約約款、Xi サービス契約約款（以下総称して「契約約款」といいます。）のほか、この「おまかせロックサービスご利用規約」（以下「本規約」といい、以下契約約款と本規約を併せて「本規約等」といいます。）を定め、本規約等により「おまかせロックサービス」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。なお、本規約は、契約約款の一部を構成します。

第 1 条（規約の適用）

本規約等は、本サービスの利用（第 3 条第 1 項に定めるケータイ指定ロック及び番号指定ロックによるロック及びロックの解除を含み、以下同じとします。）に関する当社との間の一切の關係に適用されます。本規約等の内容に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。

第 2 条（用語の定義）

- (1) 5G/Xi 契約：契約約款に定める 5G 契約（当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home5G）」に規定する home 5G プランに係るものを除きます。）、Xi 契約、Xi ユビキタス契約の総称をいいます。
- (2) 5G/Xi 契約者：契約約款に定める 5G 契約者（当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home 5G）」に規定する home 5G プランを選択している者を除きます。）、Xi 契約者、Xi ユビキタス契約者の総称をいいます。
- (3) 利用契約：当社から本サービスの提供を受けるための本規約等に基づく契約をいいます。
- (4) サービス契約者：5G（当社が別に定める提供条件書「料金プラン（home5G）」に規定する home 5G プランを選択している者を除きます。）/Xi 契約者のうち、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
- (5) 本サービスサイト：本サービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト
<<https://www.docomo.ne.jp/service/lock/>>（当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。）をいいます。
- (6) 対応端末：当社が本サービスを利用することができる自営端末設備として別途本サービスサイト上で指定する端末をいいます。
- (7) 本サービスアプリ：本サービスを利用するために必要となる本サービス専用のアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (8) アプリ使用条件：当社が本サービスアプリの使用条件として別途定めるものをいいます。
- (9) sp モード契約者：サービス契約者で、当社が別途定める sp モードご利用規則に規定する sp モードを契約している者をいいます。
- (10) ahamo 利用者：サービス契約者で、当社が別に定める「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「ahamo インターネット接続サービス」を利用している者をいいます。

- (11) irumo 利用者：サービス契約者で、当社が別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「irumo インターネット接続サービス」を利用している者をいいます。
- (12) ドコモ mini 利用者：サービス契約者で、当社が別に定める「ドコモ mini インターネット接続サービスご利用規則」に規定する「ドコモ mini インターネット接続サービス」を利用している者をいいます。

第3条（本サービスの内容等）

1. 本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおとしします。なお、対応端末の種別、本サービスアプリのバージョン、サービス契約者の契約状態等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。
 - (1) 当社又は当社の販売店からサービス契約者が購入した記録が当社にある対応端末を指定してロックをかける機能（以下「ケータイ指定ロック」といいます。）
 - (2) サービス契約者が契約中の 5G/Xi 契約に係るドコモ UIM カード（5G サービス契約約款又は Xi サービス契約約款に規定する「ドコモ UIM カード」が挿入されている対応端末に対してロックをかける機能（以下「番号指定ロック」といいます。）
2. 5G/Xi 契約者は、本サービスの利用に先立って、本サービスの利用の対象となる対応端末（当社又は当社の販売店から 5G/Xi 契約者が購入したことを当社が定める方法により確認した対応端末に限ります。）を予め指定して当社に申し出る必要があります。
3. ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)の場合、パスワード付き画面ロックと同様の状態となり、おサイフケータイ対応機種では、合わせておサイフケータイロック(FeliCa ロック)がかかります。
4. 本サービスの利用にあたっては、対応端末について音声通話及びデータ通信(ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)の場合)が可能な状態である必要があります。
5. 番号指定ロックの解除は、番号指定ロックをかけたときと同一の 5G/Xi 契約・携帯電話番号に係るドコモ UIM カードを対応端末に挿入している場合のみ行うことができます。
6. ケータイ指定ロックは、サービス契約者以外の第三者が契約中の 5G/Xi 契約の携帯電話番号に係るドコモ UIM カードが、サービス契約者が指定した対応端末に挿入されている場合でも、当該対応端末にロックがかかります。
7. ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)においておサイフケータイ対応機種である場合は、本サービスのデバイス管理者機能が有効になっていない場合、その他何らかの理由により対応端末の画面にロックがかからなかった場合でも、おサイフロック(FeliCa ロック)がかかったときは、本サービスによるロックが成功したものとさせていただきます。
8. 本サービスは、ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)にインストールされたアプリケーションの動作を制限するものではありませんので、本サービスのご利用により対応端末をロック中であっても、当該アプリケーションが行う通信によりパケット通信料が発生する場合がありますので、5G/Xi 契約の回線を利用中断（契約約款に規定するものをいいます。）することをおすすめします。
9. 本サービスによるロックの成功可否については、当社所定のインターネットウェブサイト（以下「My

docomo」といいます。)にて確認することができます。

10. 5G/Xi 契約者は、本サービスの利用の対象となる対応端末を 5G/Xi 契約者以外の者に譲渡したときは、そのことを速やかに当社に申し出ていただく必要があります。この場合において、当該譲渡があったにもかかわらず 5G/Xi 契約者から当社に申出がなかったときは、当社は、本サービスの利用に起因する損害について、一切の責任を負いません。
11. 5G/Xi 契約者が対応端末をサービス契約者以外の者(以下「利用者」といいます。)に利用させている場合、利用者が利用している対応端末に対して本サービスを利用することについて、5G/Xi 契約者の責任において事前に同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。
12. 5G/Xi 契約者は、対応端末の利用に係る権利を譲り受けたときは、当該対応端末が本サービスの対象であるか確認するものとします。5G/Xi 契約者が当該確認を怠ったときは、当社は、本サービスの利用に起因する損害について、一切の責任を負いません。
13. 前三項に関する場合を含め、5G/Xi 契約者は、利用者その他第三者との間において本サービスの利用に係る紛議が生じた場合は、当該当事者との間において問題を解決するものとします。

第4条（本サービスの利用に係る制限）

1. 本サービスの利用の対象となる対応端末に挿入されているドコモ UIM カードの 5G/Xi 契約の回線が利用停止（契約約款に規定するものをいいます。）されている場合、データ通信 OFF 時の場合、本サービスの利用の対象となる対応端末が圏外（電波状況が著しく悪化している場合を含みます。）・電源 OFF 時の場合又は海外での使用(国際ローミング)中の場合、対応端末にドコモ UIM カードが挿入されていない場合、本サービスのシステムメンテナンス中の場合その他対応端末の利用方法、状況等により、本サービスをご利用いただけない場合があります。
2. ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)内のメモリが上限近くに達している場合、本サービスをご利用いただけない場合があります。
3. 本サービスでは、ドコモ UIM カード及び外部記録媒体に対してはロックがかかりません。
4. VPN、専用線その他インターネットに接続されていないネットワーク（閉域網）に接続されている場合、本サービスをご利用いただけません。

第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する 5G/Xi 契約者（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年である場合は、利用契約の申込みについて、法定代理人（親権者又は未成年後見人をいい、以下同じとします。）の事前の同意を得るものとします。
2. 当社は、申込者に対し、前項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があり、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある場合
とき。
 - (2) 申込者が未成年者である場合は、その法定代理人の同意を得ている事実を当社が確認できない
とき。
 - (3) 申込者が当社に対する債務（当社がその債権を第三者に譲渡した債務を含みます。）の弁済を
現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (4) 申込者が第 7 条（禁止事項）の定め違反するおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が過去に不正利用等により 5G/Xi 契約若しくは利用契約の解除又は本サービスの提供停
止の措置を受けたことがあるとき。
 - (6) 申込者が本規約等に定めるサービス契約者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (7) その他、5G/Xi 契約の申込みを承諾しないことがある事由として契約約款に定める事由に該当す
るとき。
4. 利用契約は、当社が第 1 項に基づく申込みに対する承諾通知を申込者に行った時点で、当該申
込者と当社との間において成立するものとします。

第 6 条（ドコモ回線 d アカウント等）

1. 本サービスの利用にあたっては、当社が別途定める d アカウント規約又はビジネス d アカウント規約
（以下総称して「d アカウント規約」といいます。）に基づき発行するドコモ回線 d アカウント又はド
コモ回線ビジネス d アカウント（ドコモ回線 d アカウント（home5G 等）およびドコモ回線ビジネス
d アカウント（home5G 等）を除く）及びパスワード（以下総称して「ドコモ回線 d アカウント等」
といいます。）の入力が必要となる場合があります。ドコモ回線 d アカウント等の利用条件は、「d ア
カウント規約」に定めるところによります。
2. 当社は、本サービスの利用においてドコモ回線 d アカウント等が入力された場合は、全てサービス契
約者自身により入力されたものとみなします。
3. d アカウント又はビジネス d アカウント（以下総称して「d アカウント」といいます。）の 2 段階認証を
設定している場合、対応端末紛失時には対応端末宛に送信されるセキュリティコードを確認するこ
とができないため、My docomo にログインできず、本サービスを利用できないことがあります。本サー
ビスをご利用いただくためには、当該セキュリティコードを受信できる端末として予め別の端末を当社
に登録いただく必要があります。
4. d アカウントのパスキー認証を設定している場合、認証に利用する端末として設定した端末紛失時
には端末での認証操作ができないため、My docomo にログインできません。本サービスをご利用い
ただくためには、お電話かドコモショップにてお申込みください。

第 7 条（禁止事項）

サービス契約者は、本サービスの利用にあたって、契約約款に基づき 5G/Xi 契約者に課せられる義務に
違反する行為又はそのおそれのある行為のほか、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとしま

す。

- (1) ドコモ回線 d アカウント等を不正に使用する行為
- (2) 本サービスアプリについて、複製、公衆送信（自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含みます。）、伝達、譲渡、貸与、変形、翻案等の利用を行うなど、本サービスアプリを第 14 条（知的財産権等）に定める範囲を超えて利用し、又は使用する行為
- (3) 本サービスアプリについて、改変若しくは改ざんを行い、又は逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）を行う行為
- (4) 当社の定める手順に反する方法で本サービスアプリをインストールし、使用する行為。その他、本サービスアプリを、アプリ使用条件に反する方法又は反するおそれのある方法で利用し、又は使用する行為

第 8 条（利用料金）

本サービスの利用に係る料金は、無料とします。

第 9 条（個人情報）

当社は、本サービスの提供にあたり申込者及びサービス契約者から取得する個人情報の取り扱いについて、別途「NTT ドコモ プライバシーポリシー」において公表します。

第 10 条（サービス契約者が行う利用契約の解約）

1. サービス契約者は、利用契約の解約を希望する場合、当社所定の方法によりロックの解除を当社に申し出ることにより、利用契約を解約することができるものとします。この場合、当社が、ロックの解除手続きが完了した旨をサービス契約者に通知した時点で、利用契約は終了するものとします。
2. 本サービスによるロックの解除は、対応端末の利用再開の手続きを行った後、ドコモスマートフォン・ドコモケータイ(sp モード)を再起動の上で手続きを行っていただくことがあります。

第 11 条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、契約約款に定める場合のほか、サービス契約者が第 7 条（禁止事項）に違反したと当社が判断したときは、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

第 12 条（利用契約の終了）

サービス契約者と当社との間の本サービスに係る 5G/Xi 契約が終了した場合又は本サービスが廃止された場合は、当該終了又は廃止の時点をもって利用契約も自動的に終了するものとします。

第 13 条（損害賠償の制限）

1. 当社が本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかつ

た場合の当社が負う損害賠償責任の範囲等は、契約約款に定めるところに従います。また、対応端末又はドコモ UIM カードに係る情報の変化若しくは消失、動作不良又は第三者との紛議により生じた損害その他損害について、当社に過失があった場合、当社が負う損害賠償責任の範囲は、通常生ずべき損害（逸失利益等を除きます。）に限られるものとし、かつ、以下に定める金額を上限とします。

- (1) サービス契約者が sp モード契約者の場合
sp モードご利用規則に規定する sp モードの利用に係る料金の 1 か月分の料金額
 - (2) サービス契約者が ahamo 利用者の場合
提供条件書「料金プラン（ahamo）」に定める月額料金の 1 か月分に相当する金額
 - (3) サービス契約者が irumo 利用者の場合
提供条件書「料金プラン（irumo）」に定める月額料金の 1 か月分に相当する金額
 - (4) サービス契約者がドコモ mini 利用者の場合
提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に定める月額料金の 1 か月分に相当する金額
なお、上記(1)乃至(4)において、いずれもサービス契約が当該料金を無料とする施策の適用を受ける場合は、当該施策適用前の料金とします。
2. 当社の故意又は重大な過失によりサービス契約者に損害を与えた場合は、前項その他本規約において当社を免責する規定は適用しません。

第 14 条（知的財産権等）

本サービスに係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、当社又は第三者に帰属します。利用契約の締結は、サービス契約者に対してこれらに関する何らの権利を移転するものではなく、サービス契約者は、利用契約に基づく本サービスの利用に必要な範囲に限って、本サービスアプリを使用することができるものとします。

第 15 条（本サービスアプリの契約不適合等）

1. 当社は、本サービスアプリに本規約に定める内容に適合しない点（以下「契約不適合」といいます。）が発見された場合、利用契約に定める内容に適合する本サービスアプリを提供し、又は当該本サービスアプリの契約不適合を修補するよう努めますが、その実現を保証するものではありません。当社が本サービスアプリの修補を行った場合、サービス契約者は、本サービスアプリを再ダウンロードし、又はバージョンアップする（以下総称して「アップデート」といいます。）必要があります。なお、本サービスアプリの再ダウンロード又はバージョンアップが完了するまでの間、本サービスを利用できないことがあります。
2. 本サービスアプリのアップデートをされない場合、本サービスアプリのバージョン等により本サービスによるロックが解除できなくなり、対応端末内のデータが取り出せなくなるなど正常に動作しない場合があります。

第16条（通知）

1. 当社は、本サービスに関するサービス契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) サービス契約者が契約約款に基づき当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) サービス契約者が利用する以下に定めるメールアドレスへの通知、及び各契約約款に定めるショートメッセージ通信モード（SMS）による通知
 - ① サービス契約者が sp モード契約者の場合
sp モード電子メール（当社が別途定める「sp モードご利用細則」に基づくメッセージ R（リクエスト）及び sp モードメールを指します。）のメールアドレス
 - ② サービス契約者が ahamo 利用者の場合
d アカウント規約に基づく連絡先メールアドレスとして登録されているメールアドレス又は本サービスでご利用されるメールアドレス
 - ③ サービス契約者が irumo 利用者またはドコモ mini 利用者と、当社が別途定めるドコモメールオプションを契約している場合
5G 契約約款に定めるメッセージ R（リクエスト）のメールアドレス
 - ④ サービス契約者が irumo 利用者またはドコモ mini 利用者と、当社が別途定めるドコモメールオプションを契約していない場合
d アカウント規約に基づく連絡先メールアドレスとして登録されているメールアドレス又は本サービスでご利用されるメールアドレス
 - (3) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法によるサービス契約者への通知は、当社が前項に係る通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、本サービスサイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関するサービス契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を本サービスサイト上に掲載した時点をもって当該通知がサービス契約者に対してなされたものとみなします。

第17条（残存効）

利用契約が終了した後も、第9条（個人情報）、第13条（損害賠償の制限）及び第20条（契約約款の適用）の定めは、なお有効に存続するものとします。

第18条（規約の変更）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス契約者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用さ

れるものとします。

- (1) 本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 19 条（本サービスの廃止）

1. 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとし、この場合、本サービスサイト上に掲載する方法により、サービス契約者に対してその旨を周知するものとします。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、当該時点をもって利用契約は自動的に終了するものとします。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの全部を廃止するときは、廃止の期日等をサービス契約者へ通知します。
3. 当社は、第 1 項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止したことによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

第 20 条（契約約款の適用）

本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとします。

附則

本規約は、2020 年 3 月 25 日から実施します。

附則

本規約は、2021 年 3 月 26 日から実施します。

附則

本規約におけるビジネス d アカウントに関する規定は、当社が別途定めるビジネス d アカウント規約発効日から適用します。

附則

本規約は、2022 年 3 月 25 日から実施します。

附則

本規約は、2023 年 4 月 19 日から実施します。

附則

本規約は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

附則

本規約は、2024 年 8 月 22 日から実施します。

附則

本規約は、2024 年 9 月 19 日から実施します。

附則

本規約は、2025 年 6 月 5 日から実施します。

附則

本規約は、2026 年 7 月 27 日から実施します。

附則

本規約は、2026 年 8 月 14 日から実施します。

附則

本規約は、2026 年 9 月 14 日から実施します。